

作成日：2011年2月1日

クロアチア共和国

特許庁の所在地：

State Intellectual Property Office of the Republic of Croatia
Drzavni za Intelektualno Vlasnistvo

Ulica grada Vukovara 78,
HR-10000 Zagreb,
Croatia

Tel: 385 1 61 06 111

Fax: 385 1 61 12 017

E-Mail: ipo.croatia@patent.htnet.hr

Website: www.producta.hr

目 次

< 共通情報 >

1. 加盟している産業財産権関連の条約
2. 現地代理人の必要性有無
3. 現地の代理人団体の有無
4. 出願言語
5. その他関係団体
6. 特許情報へのアクセス

< 特許制度 >

1. 現行法令について
2. 特許出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続の流れ
9. 存続期間及びその起算日
10. PCT に加盟している場合、その国内段階手続の概要
11. 留意事項

< 意匠制度 >

1. 現行法令について
2. 意匠出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続の流れ
9. 存続期間及びその起算日
10. 部分意匠制度の有無
11. 留意事項

<商標制度>

1. 現行法令について
2. 商標出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続の流れ
9. 存続期間及びその起算日
10. 出願時点での使用義務の有無
11. 保護対象
12. 留意事項

共通情報

1. 加盟している産業財産権関連の条約

- (1) パリ条約 (Paris Convention)
- (2) 特許協力条約 (PCT)
- (3) 欧州特許条約 (European Patent Convention)
- (4) 微生物の寄託の国際承認に関するブタペスト条約 (Budapest Treaty)
- (5) WIPO 設立条約 (WIPO)
- (6) 植物新品種保護に関する国際条約 (UPOV)
- (7) 世界貿易機構 (WTO)
- (8) 標章の国際登録に関するマドリッド協定 (International Trademark Registration)
- (9) 標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書 (International Trademark Registration (Protocol))
- (10) 外国公文書領事認証免除に関するヘーグ協定 (Hague Agreement)
- (11) 国際特許分類に関するストラスブール協定 (IPC)

2. 現地代理人の必要性有無

クロアチア国内に住所を有していない出願人は、現地代理人（弁理士又は弁護士）を選任しなければなりません。

3. 現地の代理人団体の有無

The Croatian Chamber of Patent and Trademark Attorneys
Ulica Grada Vukovara 78,
10000 Zagreb,
Croatia

4. 出願言語

クロアチア語以外の言語でも出願できます。

5. その他関係団体

不明です。

6. 特許情報へのアクセス

検索ページ（特許・商標・意匠）

<http://www.dziv.hr/digitallibrary/default.asp>

検索方法等の詳細は不明です。

検索ガイド

http://www.dziv.hr/webcontent/file_library/inf_usluge/usluge_pretrazi_vanja_LINK.htm

特許制度

1. 現行法令について

2004年1月1日施行の改正法が適用されています。

2. 特許出願時の必要書類

(1) 願書 (Request)

出願人の名称、発明者の氏名、現地代理人の氏名、優先権主張の場合にはその情報等を記載します。

願書は、現地代理人が作成し、署名して提出します。

(2) 明細書及びクレーム (Specification & Claims)

クロアチア以外の言語による明細書等でもって出願することができます。

但し、この場合クロアチア語翻訳文を出願日から60日以内(延長可能)に提出する必要があります。

(3) 必要な図面及び要約 (Drawings & Abstract)

(4) 委任状 (Power of Attorney)

出願人が署名します。認証は不要です。

(5) 発明者宣言書 (Written Declaration of Inventor)

発明者が自己の氏名の記載を望まない場合に提出します。

この場合、出願日から4ヶ月以内に提出する必要があります。

(6) 優先権証明書 (Priority Document)

優先権証明書を出願日から3ヶ月以内に提出する必要があります。

3. 料金表 (単位: ユーロ (€))

(1) 出願料金

① クレーム10個/出願頁数30頁まで 185

② 11個以上1クレーム当たり 1.50

③ 31頁以上1頁当たり 1.50

(2) 実体審査料金 550

(3) 特許公告料金 50

(4) 特許証発行料金 20

(5) 年金

3年度 45

4年度 50

5年度 55

6年度 70

7年度 85

8年度	100
9年度	125
10年度	160
11年度	230
12年度	240
13年度	270
14年度	280
15年度	310
16年度	390
17年度	470
18年度	620
19年度	780
20年度	920

4. 料金減免制度について

- ①国際出願の出願人がクロアチア特許庁に行った先の国内出願に基づく優先権主張をしている場合には、出願手数料は不要です。
- ②発明者が出願する場合、出願手数料、審査手数料、維持手数料が75%減額されます。

5. 実体審査の有無

実体審査されます。

6. 出願公開制度の有無

出願公開制度を採用しております。

7. 審査請求制度の有無

審査請求制度を採用しております。

8. 出願から登録までの手続の流れ

出願は、方式的要件の審査、出願公開、審査請求、実体審査による特許要件の審査を経て、特許可否が判断されます。

なお、特許付与のための審査手続きに関して、次の手続きが採用されております。

- ① 実体審査に基づいて特許を付与する手続き。
- ② 他国の審査結果を提出することにより、特許付与を求める手続き。
- ③ 実体審査を受けずに特許付与を求める手続き。

(1) 方式審査について

① 出願書類の言語、クロアチア語翻訳文が提出されているか否かについて審査されます。

② 出願書類が方式的要件を満たしているか否かについて審査されます。

(2) 不特許事由について

次の事由については、特許を受けることができません。

① 人体又は動物に関する診断、治療法方法の場合。

② 公序良俗に反する恐れが有る場合。
等です。

(3) 新規性について：

絶対的新規性が採用されています。

(4) 出願公開について

出願日（又は優先日）から1年6ヶ月経過後、出願内容は公開されます。
早期公開の請求も認められております。

(5) 審査手続きについて

出願人の選択により、審査手続きが異なります。

① 実体審査に基づく特許の付与を請求する場合：

- ・この手続きによる場合、出願人は出願公開の日から6ヶ月以内に審査請求をしなければなりません。
- ・審査請求により、実体的特許要件（新規性、進歩性の有無及び産業上の利用可能性）について審査されます。
- ・審査の結果全ての特許要件を満たしていると判断された場合、特許庁はその旨を出願人に通知し、特許となる内容について同意を求めます。
- ・この通知に対して応答しなかった場合、特許庁は同意したものとみなし、特許付与の決定をします。
なお、出願人が特許庁の通知に対して同意しない旨の応答をした場合には、クレーム等の補正書を提出することができます。
- ・出願人が提出したクレーム等の補正書について、特許庁が容認した場合には、その内容により特許付与が決定されます。
- ・一方、特許要件を満たしていないと判断された場合、その旨出願人に拒絶理由通知が送付され、出願人は30日から90日間の期間が与えられ、意見書や明細書等の補正をすることができます。
- ・上記明細書等の補正書提出によっても、依然として特許要件を満たしていないと判断された場合、最終的に出願は拒絶査定されます。

② 他国の審査結果を提出することにより、特許付与を求める場合：

- ・この手続きは、同一発明が所定の特許庁に出願されている場合に、その「所定の特許庁」による実体審査結果を提出して、審査を求める手続きです。
- ・「所定の特許庁」とは、特許協力条約（PCT）第16条や第32条にいう国際

調査機関や国際予備審査機関として認められた特許庁及び政府間機関をいいます。

- ・従いまして、クロアチア出願と対応出願が日本で出願されている場合、又はEPOや米国特許庁へ出願されている場合には、この簡略された審査請求をすることにより、クロアチア出願において信頼性の高い且つ安定性のある特許が、比較的早期に権利取得が可能となります。
- ・この簡略された審査請求をするためには、以下の手続きが必要です。
所定の特許庁により審査結果が利用可能となった日から6ヶ月以内に、且つその出願日から5年以内に、出願人がその審査結果の翻訳文を提出する旨を署名した陳述書(Statement)を審査請求とともに提出すること。
この期間内に、実体審査結果の翻訳文を提出しなかった場合、出願は取り下げられたものとみなされます。
- ・実体審査結果の提出が所定の要件を満たしていなかった場合には、出願人に拒絶理由通知が送付され、出願人は30日から90日以内に意見書や補正書を提出することができます。

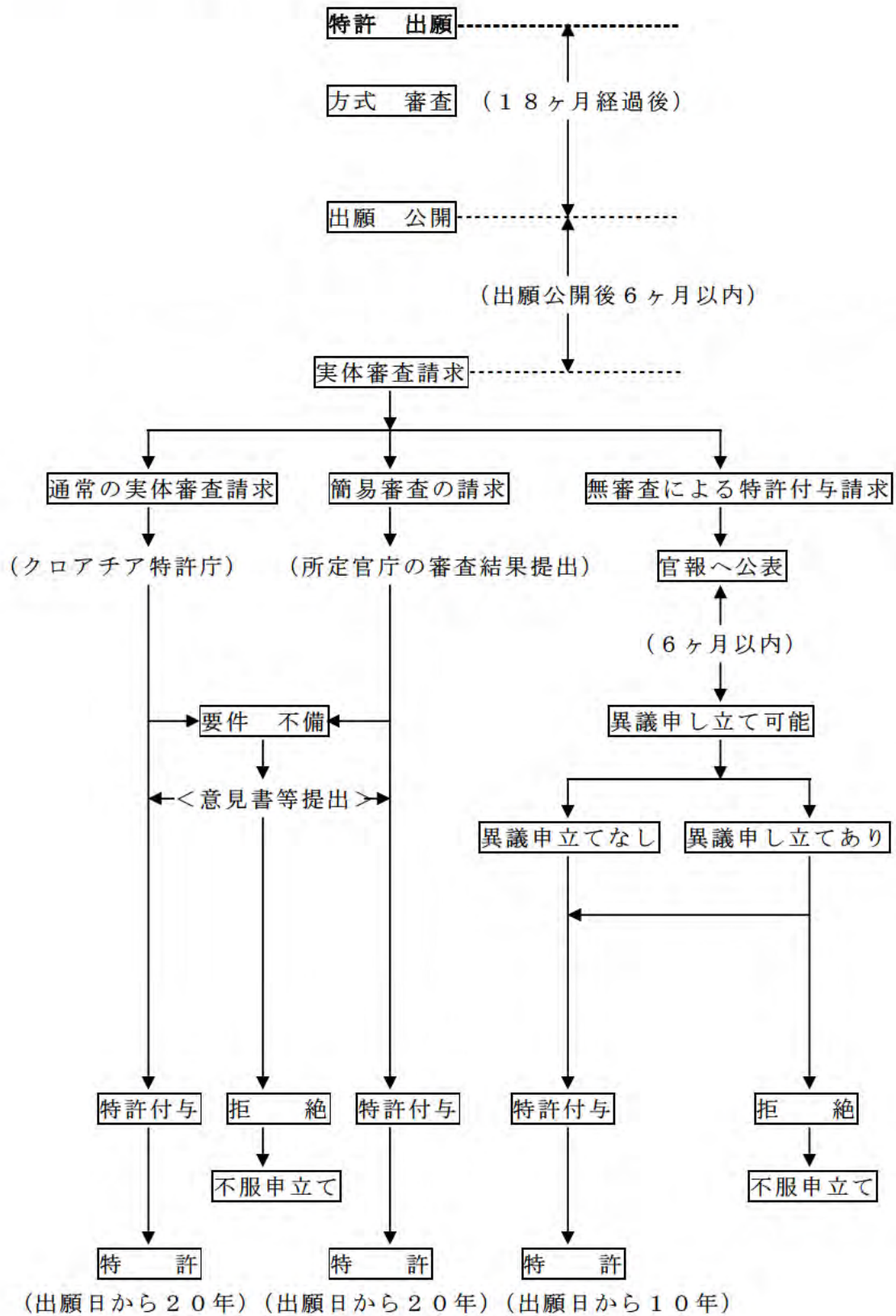
③ 実体審査を受けることなく特許付与を求める場合：

- ・条文上は、このようにして付与された特許を「Consensual Patent」(同意特許)と呼ばれております。
- ・この実体審査を受けることなく特許付与の旨の請求があった場合、その旨が3ヶ月以内に官報に公表されます。
なお、この特許の存続期間は出願日から10年間となります。
- ・異議申し立てについて
実体審査を受けることなく特許付与の請求があった「同意特許」に対して、請求の公表後6ヶ月以内に何人も異議を申立てることができます。
出願人は、この場合に実体審査の請求をすることもできます。
- ・出願人が異議申し立ての通知書受領後6ヶ月以内に応答しなかった場合には、出願は拒絶されます。

(6) 特許査定について

特許要件を満たしていると判断されますと、特許付与の決定書が送付され、出願人が所定の期間内に特許発行料金を納付することにより、特許が原簿に登録され、特許証が発行されます。

特許出願から特許権の消滅までのフローチャート



9. 特許権の存続期間及び起算日

- (1) 実体審査を請求及び簡易審査を請求して特許になった場合、特許権の存続期間は、出願日から20年間です。
- (2) 上記以外の審査を受けないで特許になった場合の特許権の存続期間は、出願日から10年間の特許となります。
- (3) それぞれ特許権の設定登録日から特許権が発生します。

10. PCTに加盟している場合、その国内段階手続の概要

- (1) 国内段階移行期限：優先日から31ヶ月以内です。
- (2) 提出すべき書類：下記書類のクロアチア語による翻訳文の提出が必要です。
 - ・明細書、請求の範囲、要約及び図面の文言
 - ・19条補正がされた場合、国際出願時の請求の範囲及び補正後の翻訳文

11. 留意事項

- (1) 出願の際：

パリルートにより直接出願する場合には、クロアチア語以外の言語による明細書等の提出でもって、出願することができます。但し、この場合所定期間内に、クロアチア語の翻訳文を提出しない場合には、出願が却下されますので、留意して下さい。

- (2) 審査請求に関して：

審査手続きで説明しましたように、審査請求手続きに関しまして、通常の審査請求を求める場合、簡易審査請求を求める場合、実体審査を受けずに特許の付与を求める、形態が採用されております。

従いまして、同一発明が他の国に出願されており、クロアチア出願よりも早期に特許になると判断された場合には、通常の審査請求よりも簡易の審査請求をすべきかと思われれます。例えば、米国出願が特許となった場合には、米国特許と同様な内容について、クロアチア出願について信頼性の高い特許を取得できるからです。また、特許権を取得した場合において、その存続期間が出願日から20年と10年間の2種類がありますので、留意して下さい。

- (3) EPC 出願経由クロアチア国での特許取得に関して：

EPC 出願においてクロアチア国を指定して、クロアチア国で特許を取得することができます。クロアチア国でEPC特許を有効にするためには、所定期間内にEPC特許のクレーム部分のクロアチア語翻訳文をクロアチア特許庁に提出する必要がありますので、留意して下さい。

意匠制度

1. 現行法令について

現在は、2004年11月18日付施行の意匠法が適用されています。

2. 意匠出願時の必要書類

- (1) 願書：出願人の名称及び住所、創作者の氏名及び住所、意匠に係る物品名（ロカルノ意匠国際分類）、優先権を主張する場合には、最初の出願国名・出願日及び出願番号を記載します。また、公告の繰り延べを請求する場合には、その旨願書に記載します。
- (2) 意匠を表わした図面または写真：意匠が明瞭に表現されていなくてはなりません。
- (3) 優先権証明書：出願日から3ヶ月以内に提出すればよいと思われれます。
- (4) 委任状：公証・認証は必要ありません。

★一の意匠出願で、ロカルノ意匠国際分類の同一クラスに含まれる複数の意匠を含めることができます。

3. 料金表（単位：クロアチア クーナ（HRK））

- (1) 出願
 - * 一意匠の場合 250
 - * 追加の意匠 20（一意匠につき）
 - ★創作者が出願する場合： 上記費用の50%
- (2) 登録料 400（最初の5年分）
- (3) 更新（5年ごと）
 - * 一意匠の場合 460
 - * 追加の意匠 225（一意匠につき）
- (4) 優先権証明書の取得 230
- (5) 登録証の取得 200
 - * 追加の意匠 25（一意匠につき）

4. 料金減免制度について

上述のように創作者が出願する場合には、出願費用は半額になります。

5. 実体審査の有無

意匠出願については、方式審査（出願に必要な書類が整っているか、意匠に該当するか否か）のみが行われ、新規性、独自性などの実体要件についての審査は行われません。実体要件については、登録後に無効請求があった場合に判断され

ます。

6. 出願公開制度の有無

出願公開制度は採用されていません。

7. 審査請求制度の有無

意匠出願については実体審査が行われませんので、審査請求制度は採用されておりません。

8. 出願から登録までの手続きの流れ

上述の通り、意匠出願については方式審査のみ行われ、新規性等の実体審査は行われません。方式審査は、出願に必要な書類が整っているか、出願に係る意匠が意匠の定義に該当するか否か、公序良俗に反しないかについて行われます。方式要件を満たしていない場合、出願人は不備を是正するよう求められ、是正しない場合には出願は拒絶されます。

出願が方式要件を満たしている場合には意匠登録され、その内容が公告されます。主な不登録事由は以下の通りです。

【主な不登録事由】

(1) 新規性、独自性を有していないこと

(新規性)

意匠は、その出願日（又は優先日）前に同一の意匠が公衆の利用可能な状態に置かれていなければ新規性を有します。

(独自性)

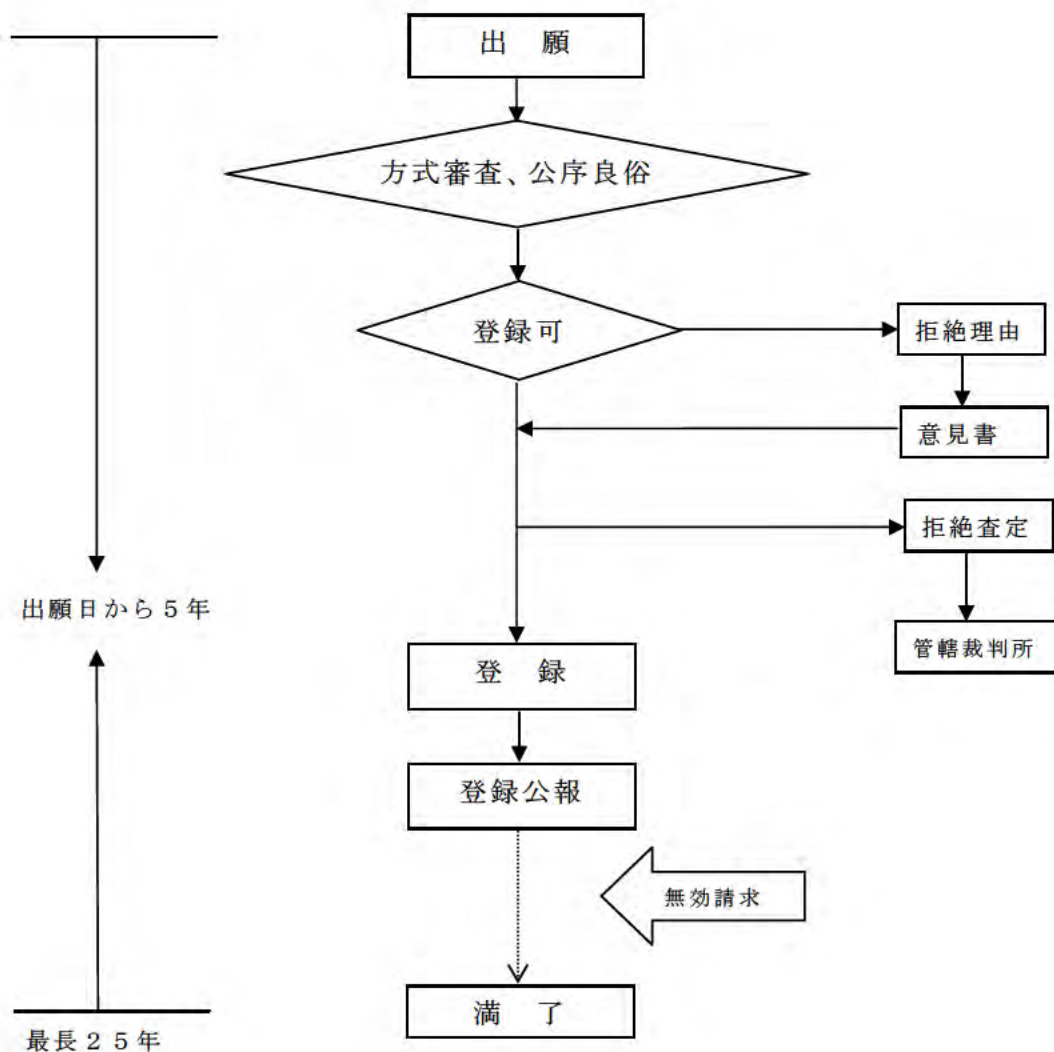
意匠は、その出願日（又は優先日）前に公衆が利用可能な意匠と全体的印象が異なっていれば独自性を有するものとされます。

(2) 意匠の定義に該当しない場合

(3) 公序良俗に反する場合

(4) 関係国又は機関の管轄当局の許可を得ていない国家紋章、記章、これらの略称を含む場合

(5) 著作物の不正使用を構成する意匠



9. 存続期間及びその起算日

意匠権の存続期間は出願日から5年です。更新により5年ごとに4回延長することができますので、存続期間は最長で出願日から25年となります。

10. 部分意匠制度の有無

部分意匠制度は採用されていません。

11. 留意事項

(1) 定義

意匠とは、製品若しくはその装飾の外観であって視認できる特徴、特に線、外郭、色彩、形状、質感又は材料の特徴に基づくものであると定義されています。したがって、工業的製品のみならず手工芸的物品、複合製品の部品も意匠登録の対象となりますが、半導体のトポグラフィー、コンピュー

タプログラムは対象とはなりません。

(2) 登録無効

意匠出願は方式要件を満たせば登録され、新規性等の実体要件は審査されませんので、登録後に意匠登録を無効にする手段として登録無効制度が採用されています。

(3) 出願前調査

クロアチア特許庁 (State Intellectual Property Office: SIPO) では、意匠調査のサービスも行っています。

商標制度

1. 現行法令について

現在は、2003年施行の商標法（OG73/2003）及び2004年施行の商標規則（OG72/2004）が適用されています。

2. 商標出願時の必要書類

- (1) 願書：出願人の住所及び氏名、商品又はサービス及びその区分（ニース分類）。一出願多区分制が採用されています。
- (2) 商標見本：文字商標以外の場合に商標見本が必要となります。
- (3) 委任状：署名のみで、公証は必要ありません。
- (4) 優先権証明書：優先権を主張する場合には出願日から3ヶ月以内に提出する必要があります（2007年「審査基準2.3.4」）。

3. 料金表（単位：ユーロ（€））

- (1) 商標出願
 - * 3区分まで 80
 - * 追加の1区分ごと 20
- (2) 異議申立て 80
- (3) 公告料 20
- (4) 更新料
 - * 3区分まで 200
 - * 追加の1区分ごと 40
- (5) 無効請求 140
- (6) 取消請求 200

4. 料金減免制度について

料金の減免制度は採用されていません。

5. 実体審査の有無

商標出願は実体審査の対象となります。

6. 出願公開制度の有無

出願公開制度は採用されていません。

7. 審査請求制度の有無

商標出願は全件実体審査の対象となりますので審査請求制度は採用されてい

ません。

8. 出願から登録までの手続きの流れ

商標出願については、最初に方式審査が行われます。方式要件不備の場合には指令が出され、出願人は60日以内に不備を是正する必要があります。

方式要件を満たした出願については、絶対的拒絶理由の有無の審査が行われます。相対的拒絶理由、すなわち、先行商標との類否判断は審査段階では行われず、登録後に異議申立てがあった場合に判断されます。

出願が絶対的拒絶理由に該当する場合には、出願人に拒絶理由が通知され、3ヶ月以内に意見書、補正書を提出する機会が与えられます。出願が登録すべきものと認められた場合には、登録・公告料の納付を条件に商標登録され、登録内容は異議申立てのために公告されます。利害関係人は、公告日から3ヶ月以内に異議申し立てを行うことができます。

出願が拒絶された場合には、3ヶ月以内に特許庁審判部へ不服申し立てをすることができます。主な不登録事由は以下の通りです。

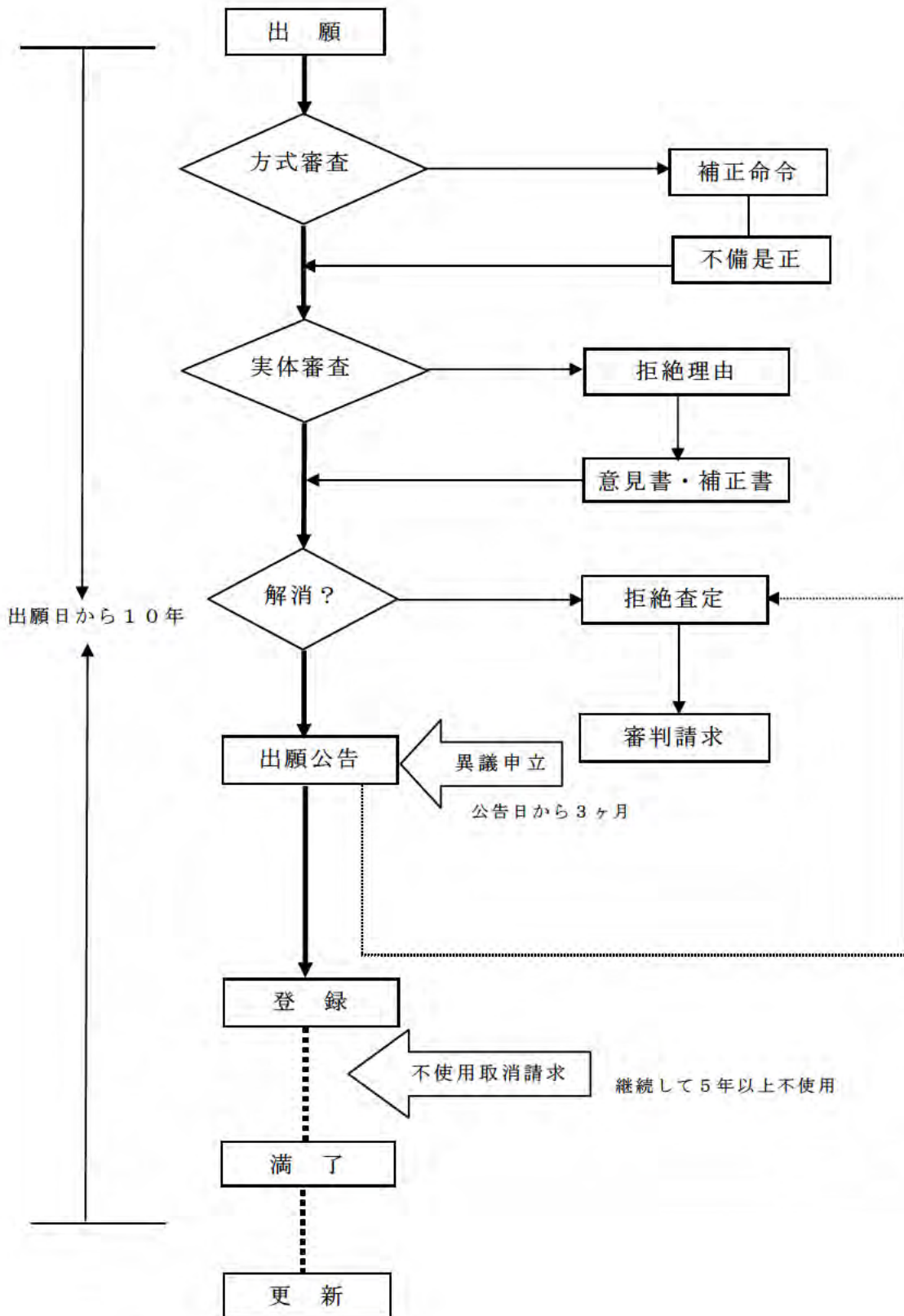
【主な不登録事由】

<絶対的拒絶理由>

- (1) 商標を構成しない場合
- (2) 識別性を有していない場合
- (3) 商品・サービスの品質・数量・原産地等を表示する標識のみからなる場合
- (4) 慣用されている商標
- (5) 公序良俗に反する標章
- (6) 商品の品質等の誤認を生ずる標章
- (7) クロアチア共和国名、国際機関等の記章、略称等で国家等の承認を受けていない標章
- (8) ワインの特定産地を表示するものであって、原産地の表示が虚偽である標章

<相対的拒絶理由>

- (1) 先行クロアチア商標又は国際登録商標と同一又は類似の商標で商品・サービスが類似する場合
- (2) 周知商標と混同を生じるおそれがある場合



9. 存続期間及びその起算日

商標権の存続期間は出願日から起算して10年です。存続期間を更新するためには、存続期間の最終年度内に更新登録出願をしなければなりません。

10. 出願時点での使用義務の有無

出願時点での商標の使用義務はありません。

11. 保護対象

商標とは、視覚的に表示することができる標識、特に言葉であって、個人名、デザイン、文字、数字、商品若しくは包装の形状、三次元形状、色彩、並びにこれらの組み合わせであって、ある者が扱う商品・サービスを他人が扱うそれらから区別できる標識と定義されています。

12. 留意事項

(1) 不使用取消し制度

登録商標が指定された商品又はサービスについて5年以上使用されていないときは、第三者の請求により登録を取消されることがあります。

(2) 無効請求制度

商標登録が、絶対的拒絶理由又は相対的拒絶理由に違反してなされたことを理由として商標登録の取消しを請求することができます。相対的拒絶理由に基づく場合には、先行商標権者又はそのライセンシーのみが請求することができます。

(3) 国際商標登録

クロアチアは、2004年1月から標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書の加盟国ですので、国際登録出願経路によりクロアチアで保護を受けることも可能です。

(4) 譲渡、ライセンス

商標権は、業務の移転を伴わずに譲渡することが可能です。譲渡は、第三者に対してその有効性を主張するためには、特許庁へ登録する必要があります。

商標権者は他人にライセンスを許諾することができます。ライセンスの特許庁への登録義務はありませんが、登録が推奨されています。

(5) 団体商標

団体商標とは、団体（法人）の構成員又は組合員の商品・サービスを、他の取引者の商品・サービスから区別するためにその構成員又は組合員によって市場に置かれる商品・サービスの共通の名称を創出する目的で使用される標章をいいます。

団体商標については、譲渡、ライセンスの設定、質権の設定などは認められていません。

(6) 保証商標

商品若しくはサービスの質、出所、製造方法その他の共通の特徴を表示する標章は、保証商標として保護されます。